

むつ市議会第247回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）12番 住 吉 年 広 議員

（2）14番 濱 田 栄 子 議員

（3）20番 浅 利 竹二郎 議員

（4）15番 佐 藤 広 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 5番 | 野中 | 貴健 | 7番 | 斉藤 | 孝昭 |
| 8番 | 山本 | 留義 | 9番 | 富岡 | 直哉 |
| 10番 | 村中 | 浩明 | 11番 | 鎌田 | ちよ子 |
| 12番 | 住吉 | 年広 | 13番 | 白井 | 二郎 |
| 14番 | 濱田 | 栄子 | 15番 | 佐藤 | 広政 |
| 16番 | 富岡 | 幸夫 | 17番 | 岡崎 | 健吾 |
| 18番 | 原田 | 敏匡 | 19番 | 佐々木 | 隆徳 |
| 20番 | 浅利 | 竹二郎 | 21番 | 佐々木 | 肇 |
| 22番 | 大瀧 | 次男 | | | |

欠席議員（1人）

| | | |
|----|----|----|
| 6番 | 佐賀 | 英生 |
|----|----|----|

説明のため出席した者

| | | | | | |
|--|-----|-----|---------------|----|-----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 鎌田 | 光治 |
| 副市長 | 川西 | 伸二 | 教育長 | 氏家 | 剛 |
| 公営企業 管理者 | 村田 | 尚 | 選挙管理 委員長 | 畑中 | 政勝 |
| 農委員 業会長 | 坂本 | 正一 | 総務部長 | 吉田 | 真 |
| 総務部 事務局長 | 千代谷 | 賀士子 | 企画政策 部長 | 松谷 | 勇 |
| 財務部長 | 吉田 | 和久 | 民生部長 | 中村 | 久 |
| 福祉部 健康推進 部長 | 須藤 | 勝広 | 健康 推進部長 | 中村 | 智郎 |
| 子ども みどりに s m i l e s k o f f i c e こころ にり所 長 | 菅原 | 典子 | 経済部長 | 立花 | 一雄 |
| 都市 整備 部長 | 中里 | 敬 | 川内 庁舎 長 | 木下 | 尚一郎 |

大所
畑 庁 舎
会管 理 計者
監事 査務 委員
教育 部長
総政推 務 部策監
総務 進課 長
子み政推 進 康り部
健つ推副 進 理 事
総防課 災 安 長
財務 務課 部長
経産政緊 業 部用長
対策急 策 雇課雇 室 長
教委事学 員 育 会局校課
教総括主 務 育 幹
総総主 務 課 査 部
総総主 務 課 任 部

伊 藤 大 治 郎
野 藤 賀 範
田 中 宏 司
角 本 力
杉 澤 一 徳
小 田 晃 廣
古 屋 敷 均
石 橋 秀 治
小 林 睦 子
佐 藤 充
畑 中 佳 奈
柏 谷 諒

協野 野 沢
所 舎 所 長
選 挙 管 理 会 長
委 員 局 長
農 務 員 局 長
事 務 員 局 長
經 理 員 局 長
上 局 水 道 長
下 局 社 政 部 策 監 策 長
福 政 推 福 課
教 委 事 副 学 校 教 員 務 理 教 育 長
企 政 企 調 画 部 整 長
課 策 画 部 課 長 括 援 一 長
福 高 社 社 部 課 包 夕 一 長
福 地 支 七 所 員 務 課 育 会 局 長
教 委 事 総 務 課 部 課 幹
務 務 部 課 任
総 務 務 務 部 課 任
主 主 任 任

工 藤 和 彦
木 村 善 弘
金 浜 達 也
濱 谷 重 芳
工 藤 淳 一
飯 田 一 彦
福 山 洋 司
吉 田 由 佳 子
工 藤 大 介
井 戸 向 秀 明
菊 池 亘

事務局職員出席者

事務局 長

佐 藤 孝 悦

次 長

中 野 敬 三

総括主幹 青山 論
主 幹 堂 崎 亜希子

主 幹 葛 西 信 弘
主任主査 井 田 周 作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、住吉年広議員、濱田栄子議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

◎住吉年広議員

○議長（大瀧次男） まず、住吉年広議員の登壇を求めます。12番住吉年広議員。

（12番 住吉年広議員登壇）

○12番（住吉年広） 皆さん、おはようございます。公明党、公明・自由会派の住吉年広です。今日は、むつ市議会第247回定例会に当たり、一言挨拶を述べさせていただきます。

緊急事態宣言が6府県で3月1日に解除になりました。しかしながら、まだ1都3県が継続する中で、変異株が19都府県に拡大、リバウンドへの

心配をされる今、ワクチン接種の期待がより一層強くなっております。接種により発症予防、重症化予防に効果があり、結果として感染症の蔓延防止につながり、社会全体の感染症の流行を防ぎます。

公明党は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の維持、回復を両立させる鍵となるワクチン、治療薬の確保や質の高い検査方法の確立に向け、一貫して対策をリードしてまいりました。公明党の強い後押しにより、開発が先行している外国産のワクチン確保に向けた政府の取組が進み、2月下旬にもワクチン接種が無料で開始できるようになりました。国においても、ワクチン接種に向けた体制を整備するための予算も計上されました。当市においても、感染症予防接種準備プロジェクトチームが立ち上げられ、ワクチン接種に向けての準備が進められております。この新型コロナウイルスワクチン接種が終息の大きな希望の第一歩であることを願います。

それでは、通告に従いまして、5項目16点にわたり質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めは、健康・福祉行政について伺います。新型コロナウイルスワクチン接種計画については、さきの臨時会において、宮下市長より今後の対応を詳しく説明いただき、確認できました。新型コロナウイルスワクチン接種は、あくまでもワクチンが計画どおりに入ってくるのが前提となります。新型コロナウイルス感染症に対して万全の備えを行うとともに、今後の動向を注視しながら、市民の皆様のお安全と健康を守るために対策を講じていただきたいと思います。

質問の1点目は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種集団実施に伴う事前シミュレーションを実施して見えてきた課題を伺います。

2点目、ワクチン接種記録システムによる今後の管理体制について。

3点目、ワクチン接種の不安についての体制作りを伺います。

2項目めは、クマに関わる被害対策について伺います。青森県自然保護課によると、2020年12月29日時点で青森県内のクマの出没件数は433件、目撃356件、食害72件、人身被害5件が報告されております。

むつ市内でも、昨年クマの目撃情報が多く寄せられております。そして、昨年12月、大湊地域の民家にクマが出没いたしました。住民の方が小屋の扉が開いていることを不審に思い、中の状況を確認したところ、小屋の2階にクマの存在を確認し、警察に通報いたしました。通報を受け、むつ警察署、猟友会、市担当者のご協力によりクマが駆除され、人身被害が及ばずに事なきを得ました。後日被害に遭われた住民の方に、そのときの状況を伺う機会があり、改めて民家にクマが侵入したこと自体に驚きます。

駆除した後の処理にも小屋内の清掃作業、窓の修復、ドアの破損等の費用も発生し、高齢者の方にとっては、現状に復旧するための経済的負担も大きいです。今後のことを考えますと、地域住民の不安は払拭できないと考えます。

被害に遭った住民の方からは、クマの目撃があっても、放送が流れるまでに時間を要しており、より迅速に市民に周知してほしいと相談も受けました。従来の周知方法は、目撃者が警察か市に通報し、警察によりクマの情報を市民に知らせるのかの判断を下し、市の広報を通じて地域住民に伝えられます。

以上のことを踏まえて4点伺います。

1、過去5年間のむつ市内でのクマ目撃情報の推移は。

2、目撃情報を受けてどのような対策を講じて

いるか。

3、市民に対しての周知徹底の方法は。

4、猟友会の高齢化が進んでいる現状で、将来の育成の取組は。

3項目めに、環境政策について伺います。海洋プラスチック問題は、喫緊の課題でございます。海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観の悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光へなどの影響、様々な問題を引き起こしております。2015年に国連で制定されました持続可能な開発目標SDGsで、目標14に「海の豊かさを守ろう」が掲げられており、海洋資源を利用する多くの国々が取り組んでおります。

また、イギリスのマッカーサー財団が、2016年1月の世界経済フォーラム年次総会、いわゆるダボス会議に合わせて発表した報告書において、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で少なくとも年間で800万トン発生しており、このまま何も対策を取らなければ、海洋に漂うプラスチックごみの量が、2050年には海洋に存在する魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしたことに注目が集まり、様々な対策が進むこととなりました。2018年6月には、海岸漂着物処理推進法が改正され、海岸における良好な景観及び環境の保全に加えて海洋環境の保全も図られることとなりました。

本市として、海の環境を守ることは大変重要ですが、それだけにとどまらず、海洋プラスチックの問題は海洋環境や海洋生物への影響に加えて人体への影響も心配され、マイクロプラスチックとして人体に取り込まれているとも言われております。本市として海洋プラスチックごみをどのように把握され、対策を取られているのでしょうか。

以上の点を踏まえて、3点伺います。

1、海岸の清掃維持管理について。

2、発生したごみの回収について。

3、SDGsの目標14「海の豊かさを守ろう」について、教育現場ではどのように指導されているのか伺います。

4項目めに、防災行政について伺います。災害時用備蓄食品は、賞味期限を5年としているものが多く、定期的に入れ替える必要があります。この入替えに際して廃棄されることがあるとして、地方公共団体における災害用備蓄食料の有効活用について、平成28年1月に内閣府防災担当、消費者庁、消防庁及び環境省連名で都道府県及び指定都市宛てに通知が発出されました。既に実施している地方公共団体の取組事例も示しつつ、災害時用食料の更新の際には、食品ロスの削減の観点から、備蓄食料の有効活用について検討するように通知されております。

そして、農林水産省では、災害時に非常時優先業務ができるように、食料の備蓄を更新する際に、その役割を終えたものは今まで廃棄しておりました。しかしながら、昨年度の10月、食品ロス削減推進法が施行され、食品ロス削減に向けた機運が高まっていることを踏まえて、更新に伴って備蓄の役割を終えた食品をフードバンク団体等へ提供され、改善されております。

当市においては、むつ市議会第244回定例会の複合災害における質問で、災害備蓄品はどのようなものがあるのか確認したところ、災害備蓄については乾燥米飯、総菜等、食料及び飲料水につきましては市本庁舎、分庁舎及び学校、合わせて17避難所に7,500食を配備していると答弁をいただきました。この備蓄品の有効活用に対しまして、3点お伺いします。

1、備蓄量はどのような災害を想定して、何人の人に何食どのようなものが用意されているのか。

2、賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用されているのか。また、その割合は。

3、有効活用の促進を図るための具体的な取組は。

最後の5項目めに、ICTを活用した市民サービスの向上についてお尋ねいたします。昨年9月に誕生した菅内閣の目玉政策の一つが行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設に伴う本格的なデジタルトランスフォーメーションへの転換です。このデジタル化の推進では、市民の皆様は、わざわざ庁舎に来なくても行政手続が進められます。しかしながら、その安全性への不安や財政上の問題など、もろ手を挙げて賛成と叫ぶことも承知しております。もちろんデジタル化政策は国が進めるべきものではありませんが、できることからデジタル化を進め、市民にとって利便性、職員にとっても効率性を図るべきと考えます。ましてや、今はまだ収束が見えないコロナ禍において、早急なデジタル化、オンライン化は喫緊の課題であるのではないのでしょうか。そこで、デジタル化の状況やこれからの取組について伺います。

1つ目は、マイナンバーカードの普及促進に向けての今後の取組についてお伺いします。国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期実現するため、安心安全で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及と利便性の向上に当市も努めているところでありますが、現時点ではマイナンバーカードの利便性を発揮できる環境が整っていないと考えます。

マイナンバーカードは、6つのメリットがあると言われております。その1つに、コンビニなどで各種証明書の取得が令和2年2月から順次開始されておりますが、現状コンビニで活用できる状況にはありません。

メリットの2つ目に、各種手続のオンライン申請等があります。近年の動きとして、昨年10月より医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るた

めの健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、保険者間での資格情報を一元的に管理する仕組みを創設し、マイナンバーカードを用いた資格確認手続の電子化を含めたオンライン資格確認制度が本年3月から開始になります。この制度は、マイナンバーカードの保険証利用を可能とするオンライン資格の仕組みで、資格情報の入力作業やレセプト返戻作業が可能となるほか、患者の同意を得て医療機関が薬剤情報や特定健診情報を閲覧することができるようになるなど、今後のデータヘルスの基盤となる重要な仕組みになります。

さらには、来年度の新事業でむつ市高齢者無料乗車証事業です。マイナンバーカードを保有する75歳以上の方に路線バス、デマンドタクシー運賃の無料化が今後運用開始されることとなり、ますますマイナンバーカードの利便性の促進が図られ、マイナンバーカードの普及率が期待されます。今後の普及促進に向けての取組をお示しください。

2つ目は、マイナポータル・ぴったりサービスの活用状況について伺います。これは、各自治体の手続検索と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育て関連では児童手当等の受給資格の認定、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出など、幅広い行政手続をパソコンやスマートフォンから申請できるというとても便利なサービスです。これを市はどこまで利用しておりますか。今後の取組を具体的にお示しください。

3つ目は、LINEを使った行政サービスについて伺います。さて、なぜLINEか。全国で8,400万人というSNSの中でも断トツ利用者がおり、老若男女、年代を問わず、世代を超えて活用されているからです。

現在むつ市でも自治体向けのLINEアカウントを取得し、様々なSNS等で活用され、市民か

ら喜ばれております。市政情報の配信だけではなく、問合せ受付窓口、災害時の防災情報も配信しております。道路の破損、不具合の通報や被災状況の連絡など、市民からの情報提供を受けることもできます。

予期せぬ事故が多い昨今です。職員パトロールだけでは見つけることもなかなか難しいです。そういった場合、市民から情報提供があると大変便利であることを、昨年12月の定例会一般質問で提案しております。多岐にわたって活用できるのは、このLINEです。そのため活用する自治体も増えてきております。今後もLINEを使った行政サービスは進化を続ける必要があり、現状ある姿が100%ではなく、見直しもかけながら、より市民にとって身近な便利なものに推進していただく必要があると考えますが、当市のご見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、健康・福祉行政のご質問の1点目、新型コロナウイルスワクチン集団接種シミュレーション結果につきましては、医師1名による集団接種会場では、1時間に25名程度が接種可能であること、動線等について、案内板を大きく表示することにより動線の明確化を図り、照明等の調整やテレビの設置を検討し、市民の皆様がリラックスできる環境の提供が求められていること、特に時間を要した区画が予診票の記入と健康観察であったことなどの結果を得ています。

今後ご参加いただきました皆様からいただいたご意見を参考に、実際の集団接種では市民の皆様が速くて気軽に安全に接種が行えるよう取り組んでまいります。

次に、ご質問の2点目、ワクチン接種記録システムによる今後の管理体制についてお答えいたします。内閣官房が進めるワクチン接種記録システムは、誰が、いつ、どこかの病院で、どの種類のワクチンを接種したか、個別に把握できるものであり、厚生労働省が進めるワクチン接種円滑化システムは、当市に配分されたワクチンや注射針、シリンジ等の在庫数を把握するほか、病院ごとのワクチン接種人数と廃棄ワクチン数についても捕捉できるシステムであります。この2つのシステムにより、当市へ配分されるワクチンの数と接種人数を把握することになります。

さらに、当市が所有する保険情報システムによって、インフルエンザや肺炎球菌など、他の予防接種の情報と新型コロナウイルスワクチン接種情報を併せて把握することで、ほかのワクチンを接種した方が適切な期間を空けてコロナワクチンの接種に臨めるよう管理してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、ワクチン接種の不安についての体制作りについてお答えいたします。ワクチン接種の不安に対する市民の皆様の間合せ対応につきましては、むつ市感染症予防接種準備プロジェクトチームの市民相談班に保健師3名による相談窓口を設置し、市民の皆様からのご相談に対応いただいているところであります。

市といたしましては、今後もむつ市総合経営計画にある「感染症予防対策の推進」を図るため、ワクチン接種の勧奨に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境政策についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

海岸の清掃維持管理及び発生したごみの回収につきましては、原則として各海岸の管理者が行うものでありますが、当市においては青森県海岸漂

着物等地域対策推進事業費補助金を活用して、海岸漂着物が多い海岸を中心に、青森県が管理する海岸の一部につきましても、予算の範囲内で海岸清掃を実施しております。

発生したごみの回収、廃棄物処理施設への搬入及び処分につきましては、事業者への委託等により実施しております。

また、町内会や個人で回収していただく場合は、市がボランティアごみ袋を支給し、アックス・グリーンへ搬入していただいている事例もございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、クマに関わる被害対策について、防災行政について及びICTを活用したサービスの向上についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 環境政策についてのご質問の3点目についてお答えいたします。

教育委員会では、キャリア教育の充実に関連する事業として、JAMSTECの協力を得て、海洋の不思議さや環境の大切さを学ぶ海洋教室を開催しております。また、ジオパーク体験活動推進事業では、例えばちぢり浜エリアで磯の観察をしたり、大湊芦崎エリアで海岸の自然観察をしたりするなど、ジオサイトを活用した校外学習の実施に伴うバス代など、必要経費の一部を助成し、学校における教育活動の充実を積極的に支援しております。

今後も本市の子供たちが、将来持続可能な社会の担い手としてむつ市の海の豊かさを大切に守っていけるよう、教育現場への支援を推進してまいりますと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） クマに関わる被害対策に

についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、過去5年間のむつ市内での目撃情報の推移についてお答えいたします。市及びむつ警察署等へ寄せられました平成27年度から令和元年度までのツキノワグマの目撃情報は、平成27年度が87頭、平成28年度が129頭、平成29年度が144頭、平成30年度が118頭、令和元年度が90頭となっており、増加傾向から、平成29年度をピークに減少しております。

次に、ご質問の2点目、目撃情報を受けてどのような対策を講じているのかについてと、3点目の市民に対しての周知徹底の方法について、一括してお答えいたします。

まず、クマの目撃情報に関しまして、人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合の避難等の措置は、警察官の職務であります。市もできる限りの協力体制で情報共有を密に対処しております。

クマの目撃情報は、市やむつ警察署に寄せられますが、市に情報が入った場合は、速やかにむつ警察署等へ情報提供し、むつ警察署の判断によりまして、市へ放送の要請があれば、速やかに防災行政用無線放送でお知らせするとともに、防災がまふせメールやLINEで発信し、周知徹底に努めております。

次に、4点目の猟友会の高齢化が進んでいる現状での将来の育成の取組についてお答えいたします。市では、会員数の増加や猟友会会員の負担軽減を目的に、今年度から有害鳥獣捕獲参加証明書交付事業を開始しておりまして、市の捕獲業務に従事したことを証する証明書を発行しております。この証明書を提示することによりまして、銃砲刀剣類所持等取締法で義務づけられております3年置き銃所持許可に伴う技能講習が免除されることになっております。

また、下北総合開発期成同盟会を通じまして、

県に対してハンターの育成及び確保について要望しております。これによりまして、狩猟免許試験の回数の増加ですとか、猟友会主催の予備講習の開催、また技術の向上を目的としました県主催の狩猟マイスター養成研修の開催が実現しております。今後も県や猟友会と連携しまして、新会員の獲得と技術の向上に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 防災行政についてのご質問の1点目、備蓄量はどのような災害を想定して、何人の人に何食どのようなものが用意されているかについてであります。東日本大震災時の当市の初期避難者は約1,200人となっており、避難対象となった地域の人口の約4%であったことから、災害時の避難者数の想定を食料の備蓄計画を見直しました平成26年度の当市人口約6万2,000人に対する4%相当の2,500人とし、1日分3食、7,500食を常時備蓄しており、備蓄品の内訳といたしましては、飲料水、乾燥米飯及び総菜となっております。

次に、ご質問の2点目、賞味期限を迎える備蓄食料はどのように有効活用されているか、またその割合について及びご質問の3点目、有効活用の促進を図るための具体的な取組については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

市では、防災訓練をはじめとする各種訓練や出前講座及び各種イベント等で市民の皆様に賞味期限を迎える前年に備蓄食料をお配りするとともに、ご家庭等での食料の備蓄の推進及びローリングストックの推進に関する広報に努めております。

また、令和2年12月には、食品廃棄物削減を目的にむつ市災害備蓄食品の活用による地域活動等支援事業の施行に関する要領を制定し、市内の社会福祉法人を通じて、生活に困窮されている方へ

の支援にも活用しております。

備蓄食料の活用割合といたしましては、備蓄している7,500食のうち4分の1に当たる約1,900食を賞味期限の前年に更新しており、入替えとなります1,900食全てを訓練等で提供することにより、食品ロスなく有効活用しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、ICTを活用したサービスの向上についてのご質問の1点目、マイナンバーカードの普及促進に向けての今後の取組についてお答えいたします。マイナンバーカードの交付率は、令和3年2月1日現在で全国が25.2%、青森県が21.2%、市が22.2%となっております。このようにマイナンバーカードの交付率は、全国的にも低い水準となっており、国はマイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカードを取得されていない全ての方に対し、今年1月から再度マイナンバーカード交付申請書を順次郵送しております。

当市におきましても、普及促進のため、広報むつや市のホームページを通じて市民の皆様マイナンバーカード取得のメリットについて分かりやすく広報するほか、イベントや事業所に市の職員が直接出向いて申請を受け付ける出張申請の実施に向けて検討を進めているところであります。

国では、令和4年度末にはほとんどの住民の皆様がマイナンバーカードを保有していることを想定しており、当市におきましても、より一層マイナンバーカードの交付体制の整備や普及促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、マイナポータル・ぴったりサービスの活用状況についてお答えいたします。マイナポータルのぴったりサービスにつきましては、市では平成30年10月から子育て関連の手続において活用し、これまでの利用実績は7件と

なっております。ぴったりサービスによるオンライン手続は、利便性はもちろんのこと、このウィズコロナ時代において接触を減らす、3密を避けるという観点からも、大変有効な手段であります。そのため市では、サービスの拡充に向けて介護関連や被災者支援関連の手続について実施を検討しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） ご質問の3点目、LINEを使った行政サービスの推進についてお答えいたします。

むつ市公式LINEは、令和2年10月に運用を開始したところであります。現在は、新型コロナウイルス感染症の発生状況や各種イベント情報など、市からの情報発信ツールの一つとして運用しており、6,600人のご登録をいただいているところであります。

LINEを使った新たな行政サービスといたしましては、間もなく始まります新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施に当たり、集団接種の予約受付やワクチンの関連情報を提供してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ご答弁ありがとうございます。それでは、順番を変えて質問させていただきます。

クマの問題について再質問させていただきます。クマは、年齢や性別、成長過程により行動パターンも違ってまいります。また、クマの出没には山のドングリなど、堅果類の豊凶が関わって来るとも言われております。このようなクマの特性と自然条件によって、出没には大きな変動があります。クマの対策の最終目標は、地域にクマを出没させないことです。そのために重要なことは、クマの出没の増減に関係なく、的確なクマ対策を継続し、自分たちの地域にクマを入れないという

地域の意思をクマに示し続けることが大切だと考えます。

クマ対策は、地域の人にとってみれば手間のかかる、費用が余計にかかるなど、マイナスの要因しか見えませんが、しかしクマ出没を防ぎ、地域の安心安全を守ることは防災だと感じております。また、地域の畑を守ることは、地域の生業を守ることと地域の景観を守ることとなり、それが地域の魅力を守ることにもつながってきます。

提案ですが、福島県内でもクマの被害で悩まされている中で、人里に現れ住民を襲う被害を減らそうと、会津大学と民間の会社が共同で、人工知能AIを活用したクマの出没を即座に住民に知らせる装置の開発に取り組んでおります。このAIクマ警報装置は、クマがこの装置に近づくと、AIのカメラがクマを検知してサイレンまで10秒、周辺の住民へ約1分30分でメールでお知らせいたします。福島県内では、昨年8月に集落と県境の山に6か所設置して実験を開始しております。実用化できれば、電気柵などと並ぶクマ対策となり、大いに期待されております。

このような人工知能を活用した生活安全サービスの促進に向けた獣害対策用画像認識AIシステムの今後の導入について、ご所見を伺います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

鳥獣被害対策につきましては、これまでも他自治体の取組等を常に注視して、参考とする事例を調査してきております。今回ご提案いただきました画像認識AIを使った事例も含めまして、それぞれの事例で課題もあるのかなというふうに考えられますので、今後も鋭意被害防止のための調査研究を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 答弁ありがとうございます。

現時点での対策としては、市民の情報発信等に限られます。また、農業被害が発生すれば、鳥獣対策としてわな等の設置もできますが、被害がなければ対策を講じることはできません。情報発信だけではなく、クマが里に下りてこないように対策を進めつつ、市民の不安を取り除くためにもAIを活用したタイムラグのない目撃情報の発信、また現在活用されているLINE等の利活用も視野に入れて進めていただくようにご検討をお願いいたします。

また、クマが出没する時期になりましたら、クマが好む臭い等の取扱いに注意するように、広報を通じて情報発信にも努めていただくように要望いたします。

クマの問題に関しては、以上で終わります。

環境政策について再質問させていただきます。昨年関根浜地区の地域の住民の方から海洋ごみの問題で相談があり、現場を確認いたしました。通常であれば、障害物のないところでは波が引き際に持っていつてくれるので、海洋ごみは残らないのですが、地形の変化によって波の影響が及ばずに海洋ごみが残ってしまう場所があります。しかしながら、ごみの処理においては個人レベルで対応できるものではありません。青森県の定めている海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県から補助金が交付される事業を実施していると思いますが、これまでの事業内容がありましたら、お示しく下さい。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 先ほどの市長からの答弁にもありましたように、県の補助金を活用して、これまでも海岸清掃を実施しております。

参考までに、これまで実施した海岸といたしましては、大畑漁港の海岸、木野部海岸、浜奥内の漁港海岸、中野沢の海岸、松川の海岸、褰川の海岸、九艘泊の海岸などで実施をしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 答弁ありがとうございます。

限られた予算の中での事業展開ですので、実施できるところは、当然海洋ごみが頻繁に滞留するところが費用対効果で優先されますが、全体を注視しながら、2年ないしは3年に1度というような計画の中に策定していただけるように要望いたします。

環境政策に関しては、以上で終わります。

続きまして、避難時備蓄について再質問させていただきます。1に関して、どのような災害を想定しているかは、東日本大震災のときの初期避難者約4%、7,500食としていることが分かりました。

2に関しては、私自身はロスは発生していないと思っておりました。ロスを発生させないように各種訓練、また出前講座、イベント等を活用し、また実際避難食に振り当てていただく取組もとても素晴らしいと思います。

有効活用の促進に関しても、社会福祉協議会との連携で裾野を広げていただくということで、食品ロスの廃棄を出さないという観点からも、しっかりと今後進めていただきたいと思います。

それでは、再質問させていただきます。以前から気になっていたものですが、本年3月で発生10年となる東日本大震災では、アレルギーのため避難所などで食料品確保に難航し、命の危険にさらされた事例がありました。そして、自治体の災害時備蓄状況を把握する国のシステムは、国、都道府県、市区町村が備蓄している情報を共有し、災害時に支援物資をスピーディーに送るため、内閣府が2020年度から本格運用を始めております。

共同通信社が昨年12月から本年2月、都道府県の管内市区町村の状況をアンケートで尋ねたところ、全国で9割を超える1,612自治体が入力して

おり、このうちアレルギーに対応した食料備蓄していた品目では、米やパンの主食で29%、副食ではさらに11%ととどまっております。

備蓄を進める上で価格の問題、ニーズ予測の把握が難しい課題もある中で、本市としてのアレルギー対策備蓄品に対する現時点での状況と、アレルギー対応の備蓄に対しての考え方を伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

現在のところ、アレルギー対応の備蓄品というものはございませんが、今後につきましては、他の自治体の導入事例等を参考にいたしまして、食物アレルギーを持たれている方にも配慮した避難所運営を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） アレルギーに対応した備蓄食料品は、対象となる人数の算出が難しく、どれだけ用意するかという課題はありますが、今後アレルギー対応のニーズも高まっていくと思いますので、先進事例も参考にしながら、備蓄計画の検討をしていただくように要望いたします。

続きまして、マイナンバーカードの普及促進に向けての今後の取組に関して質問いたします。昨年3月までのマイナンバーカードの普及率が14%、本年2月で22%と、1年間で約8%伸びております。この数値は、県内市町村の中でも進んでいると私は思います。しかしながら、政府が進めるマイナンバーカードの交付枚数の想定が2023年3月末までで、ほぼ全ての住民とありますので、この目標に沿って進めたとすると、1年間で約1万5,000人の方に交付することになり、昨年1年間で約4,500人なので、3倍のスピードで進めなければなりません。

総務省のマイナンバーカードの市区町村別の年齢別交付枚数を確認すると、比較的高齢者の年齢

層での交付率が高くなっております。普及率を伸ばすためにも、比較的高年齢者層へのアプローチが必要であると思います。

そして、マイナンバーカードを申請する際に、手続が大変また面倒くさいと思っている方も多いと思われます。私もその一人でした。私も、実体験から、先ほど言ったように申請方法が分からなかったのですけれども、申請方法は4つあります。スマートフォンの申請、パソコンによる申請、あとは町なかの証明写真機、あと郵便による申請があります。

1と2、スマートフォンとパソコンになると、メールアドレスが必要になるのです。だから、やっぱり高齢の方だとハードルが高いと思います。

4番の郵送に関しては、10か所記載項目があるのです。ここも項目が多いと、なかなかハードルが高いのかなと。

町なか写真機、これは個人番号カード申請を選択して、撮影のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーに読み込ませます。意外と簡単にできます。5分もかかりません。

私も市民相談で、今まで何人の方にもこの登録のお手伝いをさせていただきました。市民の皆さんにも簡単に登録できるようなものにご検討いただきたいと思うのですけれども。現在むつ市内で証明写真機というのは、約5か所あるので、これ自体も、また意外と知らない市民の方も多いと思います。しっかりとこういう普及促進、カードを作るに当たって、市の広報に掲載できないか、ちょっとご検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

マイナンバーカードの申請手続は、難しくて面倒だという考えで申請していない方も相当数いらっしゃるかと考えております。ですので、簡単に、

気軽に申請できるように、申請の仕方についての広報、申請支援のほうを今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。本当に私も実際やってみて、面倒くさいとか大変というのが先によぎるわけです。なので、市民の皆様には本当に簡単にできるよという部分をアプローチしてほしいというのが私の願いでございます。本当に簡単にできます。その仕組みも、サイトに入っていくと分かるのですけれども、市民の皆さんはそこまでのぞき込めないのが現状あると思うのです。そういう部分をしっかり市の様々な広報とかを使って、アプローチしていただきたいと思います。

それから次に、マイナポータル・びったりサービスなのですけれども、これも7人ということで、やっぱり促進するまではまだ時間がかかるのかなと。先ほど答弁もいただいて、介護関連とか、そういう利用サービスが様々あるので、むつ市に関してはまだ100%ではないです。100%の自治体が八戸市だったり、少ないのですけれども、実際全て100%できる自治体はあります。そういう部分もしっかり検討しながらやっていかなければならないのかなというふうに思います。こちらに関しては、活用できる年齢層の方に、こちらもしっかり広報むつとか様々使ってお知らせしていただければ助かります。

次に、LINEに関してなのですけれども、県内でも自治体向けのLINEアカウントをここまで使いこなしているのはむつ市が断トツだと私は思います。弘前市とか八戸市でもあるのですけれども、それはタイムライン的な活用なのです。なので、市からの情報は制限されます。

私もあらゆる場面でむつ市のLINEアカウン

トの「友だち追加」を促しております。しっかりと今後の市の情報が市民にきめ細やかに届くようをお願いしていただきたいと思います。

以上で質問は、これで終わります。

最後に、ワクチン接種についてですが、こちらに関しては、先ほど宮下市長のほうから詳しく答弁いただきました。課題については、まだ始まっていないのですけれども、先ほどの案件です。例えば25名の接種人数とか、あと健康観察を受けてと様々ありますけれども、その分をしっかりと進めていただきたいと思います。

あと、ワクチン接種の記録システムの管理体制についてですけれども、こちらはまだ実施されていないので、自治体の分からいろいろ問題点はこれからも上がってくると思います。そちらも不勝手な部分も出てくると思いますので、しっかりと修正しながら進めていただきたいと思います。

あと最後の3番目、ワクチン接種の不安についてということで、こちらはプロジェクトチームのほうから保健師3名体制で進めるという部分なので、こちらのほうはしっかりと保健師が先頭に立って、その不安についての説明をしていただくということですので、市民の皆さんは安心なのかなという部分で、これから様々、いろいろ出てくると思いますけれども、市には今後を踏まえてしっかりと進めていただきたいと思います。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（大瀧次男） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（大瀧次男） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。14番濱田栄子議員。

（14番 濱田栄子議員登壇）

○14番（濱田栄子） 自民クラブ、濱田栄子です。むつ市議会第247回定例会において、通告に従い一般質問いたします。

東日本大震災から今月で10年を迎えようとしています。被災された皆様に、改めましてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

近年頻繁に起きる大震災や異常気象による大災害は、地球温暖化に起因するものと考えられておりますが、今世界中に感染が拡大し、人々の健康と命を脅かし、多くの産業を麻痺させ、生活そのものを脅かしている新型コロナウイルスもまた地球温暖化が原因の一つと唱える方もおられます。

コロナウイルス感染防止、撃退に、世界中が同じ目的に向かって取り組んでいるように、今後環境保全と地球温暖化防止対策についても世界が心一つとし、共に行動を起こすことを願っております。

当市においても、広く市民の皆様や産業界の皆様から環境と雇用を守るためのご意見をいただき、進めていくべきと考えます。

1項目めの持続可能なまちづくりについて、2点についてお伺いいたします。

1点目は、SDGsについて、現在下北ジオパークの推進において、SDGsの17の目標のうち、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさも守ろう」に取り組んでいますが、今後考えられる新たな積極的な取組についてお伺いいたします。

2点目は、「2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）」の実現に向けた取組について伺います。気候変動問題に対する国際社

会の取組が急速に進む中、政府は昨年10月、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明し、関係法令や計画等の見直しをはじめ、あらゆる分野で経済と環境の好循環を掲げ、脱炭素化への動きを加速させています。

このことを受け、青森県としても気候が危機的状況にあるという認識の下、気候変動の影響から、県民の暮らしを守り、豊かで美しい自然環境と持続可能な社会を将来に引き継ぐためとして、令和3年2月、県議会定例会において、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを表明しております。

これまでも県は、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例等を制定し、積極的に自然保護や改善に努めております。この条例の1号指定は、合併前ではありますが、大畑川でした。その後川内川も指定を取り付けております。

県は、地域の声を聞きながら、自然環境の保護や改善に積極的に取り組んできました。2050年カーボンニュートラルの取組は、今後予想される大災害を念頭に置きながらも、あらゆる分野での見直しや改善が迫られるものと考えられます。

むつ市としては、2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の取組について、どのようなお考えかお伺いいたします。

2項目めのグッドネイバープロジェクトについてお伺いいたします。さきの定例会でコロナ対応の報告事項の中でグッドネイバープロジェクトの活動報告もいただきまして、本プロジェクトがコロナ感染の誹謗中傷に対応するためのプロジェクトであると認識していますが、より進化させ、職場や学校、コミュニティにおけるパワハラ、セクハラ、差別、いじめ防止等、より豊かな倫理観を醸成するためのプロジェクトにできないかお伺いいたします。

以上、2項目3点について、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、持続可能なまちづくりについてのご質問の1点目、SDGsの17の目標のうち、今後考えられる新たな取組についてお答えいたします。市では、令和2年3月に策定した第2期むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる全ての施策について、SDGsの視点を取り入れ、それぞれの理念を踏まえた取組を行っております。今後におきましては、令和3年度に後期計画の策定を予定しておりますむつ市総合経営計画においてもSDGsを原動力とした計画とすることで、市民の皆様へ、より身近なものとしてSDGsに取り組んでいただけるよう努めてまいります。

また、SDGsそのものについての理解促進に努めることで、一人一人の取組が世界共通の目標達成に向けた取組であると実感していただき、さらなる取組につながるよう広報等も工夫してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の取組について及びグッドネイバープロジェクトについてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 持続可能なまちづくりについてのご質問の2点目、2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の取組についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの推進や循環型社会の形成等、脱炭素社会へ向けた取組は、地球温暖化対策をする上で非常に重要な取組であると認識しております。市では、県と連携したイベントや講習会

を通じ、地球温暖化対策に向けた取組について市民の皆様には周知を図っておりますが、今後におきましても、ふだんから行っている省エネや節電、エコバッグやマイボトルの利用等がカーボンニュートラル社会につながる取組であることを市民の皆様には分かりやすくお知らせいたしまして、当市がゼロカーボンシティを目指して取り組んでいくということを広く啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） グッドネイバープロジェクトについてお答えいたします。

市では、新型コロナウイルス感染症の感染が市内で確認される以前から、いち早く本事業に取り組んでおります。昨年9月に開催いたしました「にぎわいここから！あんしんオータムフェスタ」において、理念である「すべての市民が良き隣人です。私たちは、苦しむ誰かを傷つけず、むつみあうところでくらしめます」を宣言したところであります。今闘うべき相手は新型コロナウイルスであるという強い思いから、本事業は新型コロナウイルス感染症対策に特化して始動しております。

今後も苦しむ方に寄り添い、地域内のむつみあう心を育む本事業を継続することで、自然と新型コロナウイルス感染症以外の偏見や差別に対しましても、同様の思いを持って接することができるようになっていくものと考えております。

なお、これまでも様々なご相談などにつきましては、人権擁護委員をはじめ市の相談窓口で対応させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。SDGsにおきましても、カーボンニュートラルにおきましても、積極的な取組のご答弁をいただきました。

今日、私がなぜこの問題を一般質問したかと申しますと、私は20年ほど前に議員になりまして、当時荒れていた海の沿岸域、少し雨が降りますと、流木や泥水で漁業に大きな被害を与えていました。そのことにより、森林の再生と、そして雇用の安定、そのことが漁業を守るという、ただそれだけの一心で森づくりの林業に取り組んできたのですけれども。

確かに山は少し泥水も流れない、そして流木も処理されるという時代になりました。一時は漁業の繁栄も見ることができましたが、ここ数年の地球温暖化により大きく海流が変わり、魚道も変わりました。皆さん、津軽海峡不漁だというのは、ご認識の一つだと思います。海も世界中つながっております。また、空もつながっておりますので、大きな取組の中で、そして私たち地域ができることは何かと、また改めて考えていかなければならないと、今日こういった提案をさせていただきました。

これまで多くの議員さんたちがSDGsに対しても、カーボンニュートラルに対してもお話、質問しております。また、その認識をいま一つ深めていただきたいという思いで今日は質問に立ちました。

皆様コロナのワクチン接種で多くの時間を奪われていることも認識しております。けれども、その後の時代をどういうふうにしていくのかなと思ったとき、やはりこの2つ、そして地元で取り組んできたジオパークにリンクさせて取り組んでいかなければならないかなと思っております。

目標が決まったときの市長のスピーディーな動き、段取りのよさは、もう市民の皆さん確認済みです。ですから、一つの方向性の確認を今日はしっかりしておきたいなと思って一般質問に立ちました。

1つ再質問ですけれども、グッドネイバープロ

ジェクトについてだけ質問させてください。この問題としては、確かにそういう啓発活動なのですが、それをはっきりとした犯罪だというふうなことの意識を皆さんが持っていくと。そして、それを起こさせないための行政の中のシステムづくりというのが、これから大手企業はそういうことをしています、きちんとカウンセラーを設けたりして。そういうことを進展させていくというか、そういう考えがないかお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、これまで実施してきた周知活動の内容について初めにご紹介させていただきたいと思えます。これまで出前講座を5回開催しておりますほか、9月のにぎわいここから！あんしんオータムフェスタ、11月の地産地消協力店感謝祭、1月の海上自衛隊大湊音楽隊コンサート、2月のかまふせスノーフェスといった集客イベント開催時にブースを設けまして周知を図ったほか、田名部高等学校JRC部の生徒とともに、スーパーの店頭におきまして、誹謗中傷防止を呼びかける活動も行っております。今後もこのようなイベント等を通じまして、本事業を周知してまいりたいと考えておりますし、先ほどのSDGsの取組という中にも全ての人に健康と福祉をとということで、コロナという対応も市民の方々にお願いをさせていただいておりますが、このコロナの予防ということも健康につながってくると思えますので、そういうところも関連づけながら、SDGs、そしてグッドネイバープロジェクトというも絡めながら事業のほうを推進してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 私がお願いしたいなと思っていることは、例えば通報システム、自分がパワハラを受けた、セクハラを受けた、差別を受けたと

いうときの、やっぱり通報を受けた方に対するどういった対応をしているのかということ。今のところは、どちらかという誹謗中傷のみの対応のように思われますけれども、そういった場合の対応について、それははじめもそうですが、身体的なことを受けた場合は警察問題になるのですけれども、心の場合はなかなか犯罪まで結びつくということがありませんが、今はもうそういうことが許される時代ではなくなっています。そういうことをしっかり受け止めて、次のシステムに運ぶというような形ができないかということ、今広報活動をご答弁していただきましたが、そういうことについて今伺いましたのですけれども、そのことに関してはどういうふうに思いますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

市の相談窓口には、職場でのお悩みとか学校でのお悩み、または近所での相談等も承っております。そのような情報には必ずご相談していただける関連の機関がございますので、まずは市としてはそこで窓口としてそのご相談を承って、そして市で解決できるもの、ほかの関係機関の方々にご相談をいただくもの等に私たちがつなげていくような、そういう取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 市の中では、例えば職場も含めて通告していますので、そういったシステムというのはあるかどうかお知らせください。

（「総務部長が答えるから」の声あり）

○14番（濱田栄子） 例えば市の職員の悩みの相談とかそういうことは、やはり市というのは市民の見本的な立場になっていかなければならないと思えますので、組織運営の中でそういうのがあるかどうかというのがありましたら教えてください。

○議長（大瀧次男） 総務課長。

○総務部政策推進監総務課長（杉澤一徳） お答えいたします。

市の中でありましても、パワハラ、セクハラ等の、それに対応する要綱等を定めておまして、総務部のほうで、また場合によっては保健師さん等と相談しながら対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。いろいろな悩み事相談、情報の相談、提供などに対して鉄則が1つあります。相談した方に、絶対見返りをしないというか、そういうことです。そのこのところは、これからいろいろまた、例えば本当に大きな問題でいけば、たった一言でその席を去らなければならぬ、今ありましたけれども、そういったいろんなこともあると思います。時代が変わっていますので、その辺のところを厳しくチェックするような体制を何とかよろしく願いたいと思います。

グッドネイバープロジェクトについても、これで終わりますけれども、緊急時に対しては、市長のように強いメッセージを出して、市民の心を一つにして対応する、そういったリーダーが必要であります。けれども、また時には静かに周りを光らせる、自らはそんなに光らなくても長い行政運営の中では周りを評価して光らせていく、そういったリーダーも必要ではないかなと思います。

今任期で退職される職員の方、管理職の方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、またそういったことに市民はいろんな目線を持っていると思いますので、今後も引き続き市の繁栄に対してご協力いただきますことをお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、濱田栄子議員の質問

を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時21分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。20番浅利竹二郎議員。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） 皆さん、こんにちは。ただいま大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第247回定例会において一般質問を行いますので、市長をはじめ理事者各位におかれては、前向きかつ簡潔なるご答弁をお願いいたします。

さて、何かと暗い世相にあって、先般下北ジオパークが再認定されたという明るい話題が提供されました。これは、学校教育や海岸清掃のボランティア等、地域一丸となつての活動で、積極的に再認定に向け機運を盛り上げていただいたたまものであろうと感謝申し上げます。目指すは、世界のジオパークです。地域の皆さんのさらなるご支援をお願いいたします。

さて、昨今のマスコミ報道は、ほぼ連日新型コロナウイルスワクチン予防接種や東京五輪、パラリンピック開催に終始し、国民の関心も偏りを見せていますが、私は全く違う観点から、日本の安全保障上、ゆるがせにできない事態が差し迫っていると感じる昨今であります。それは、尖閣海域における中国側の相次ぐ挑発行為です。日本国の領海で操業する日本の漁船が中国海軍隷下の海警

局所属艦船に追い立てられるという事態が頻発しています。勝手に他国の領海内に入ってきて、出ていけという無法がまかり通っていること自体が既成事実化し、近い将来、中国の実効支配を認めざるを得ない元凶になることを懸念するのであります。

歴代のアメリカ大統領から尖閣列島は日米安全保障条約の対象というお墨つきをいただいて安堵している日本政府の考えは、全く甘いと言わざるを得ません。日本国民が体を張り、血を流してこそ初めてアメリカも行動するのであり、日本が動かない限りアメリカから先に動くことは絶対にない、これは断言できます。尖閣海域波高しの昨今、平和に慣れ切っている日本の現状を憂えることしきりであります。

さて、今任期で退職、定年を迎えられる鎌田副市長、氏家教育長をはじめ職員の皆さんは、本当にご苦労さまでした。長年にわたりむつ市政の礎として地域発展にご貢献されたことに対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。人生100歳時代の今日、今後とも健康長寿で第二の人生をお楽しみください。

さらに加えて、この冬期間、昼夜を分かたず市内道路状況を見回り、監視を続けてこられた担当職員の皆さん、そして先般の高潮避難勧告で設定した避難所の受付担当職員の皆さんにも徹夜で頑張ってくださいました。これらの方々に対しても、併せて感謝、御礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。

質問の第1は、東日本大震災から10年目を迎え、教訓とすべきことについてであります。先月の2月13日、午後11時8分、福島県沖を震源とし、各地で最大6強の地震が発生、今のところ10年前の東日本大震災の余震という見方が強いのですが、地震による死者や津波が発生しなかったことでは、不幸中の幸いと言うべきでしょうか。

さて、国の中央防災会議では、東日本大震災を踏まえて今後の地震・津波対策についての検討を重ね、平成23年9月に報告をまとめています。要約しますと、今回の東日本大震災は、過去資料では確認できない広域の震源域、波源域であったと。日本周辺では想定していなかったマグニチュード9.0の規模であった。想定を大きく超えた津波高等によるものであったとした上で、改めて見直しを図った結果、次の5地域で喫緊に大規模震災が起る可能性を予測しています。

1つ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、東海地震、東南海・南海地震、首都直下型地震、中部圏、近畿圏直下地震の5地域であります。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、20メートルを超える大きな津波を伴うと予測されており、むつ市においても平成30年度に修正したむつ市地域防災計画(地震・津波災害対策編)に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を取り上げております。30年以内に発生が予測されるとした日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が取り沙汰されてから既に15年以上が経過し、かつ今年3月11日で東日本大震災発生10年目を迎えるに当たり、昨今の忘れないうちに襲ってくる災害への教訓として、次の6点につきお伺いいたします。

1点目、県の調査によれば、将来発生し得る最大規模の地震、想定太平洋側海溝型地震での被害想定は、むつ市で死者、負傷者990名、建物全半壊含め7,600棟と推定されており、もはや想定外とは言えない状態です。人命尊重を第一に掲げる宮下市長は、この重みをどう受け止めているかお尋ねします。

2点目、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震津波対策として、国、県及びむつ市では、具体的にどのような取組をしているのでしょうか。

3点目、東日本大震災時、むつ市内ではほぼ全

域にわたりおおむね1日前後の停電がありました。長時間の停電が行政機能及び市民生活等に露呈した脆弱性の顕著な事例は何だったか。また、そのことでの改善は図られたかお尋ねします。

4点目として、東日本大震災の災害現地の教訓として、住民に対する速やかな情報伝達が挙げられています。防災行政無線をはじめ伝達手段としての通信機器等の改善は図られているかお尋ねします。

5点目として、津波浸水想定区域内の学校、病院、介護施設等及び指定緊急避難場所並びに指定避難場所等の見直しは図られたかお尋ねします。

6点目として、災害時の要配慮者、これは高齢者とか身障者等ですが、登録数は何名か。また、避難支援体制はどうなっているか。

以上、6点につきお伺いいたします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種についてであります。むつ市内における新型コロナウイルス感染者は、昨日の3月4日現在3名となっております。よくここまで持ちこたえてきたものだと、市民の忍耐、協力に感謝するところ大であります。

さて、新型コロナワクチンの接種が開始されてきたところではありますが、むつ市ではいち早く1月8日の段階でむつ市感染症予防接種準備プロジェクトチームを立ち上げ、準備に余念がなく、2月12日のむつ市議会161回臨時会において、ワクチン接種計画「プロジェクトG」も発表したところでもあります。この「プロジェクトG」は、川内出身の中川五郎治から取ったということでもありますけれども、「プロジェクトG」を発足させております。とはいうものの、新型コロナワクチン及び接種に関し、マスコミでは連日過剰とも過激とも言える報道が繰り返されており、この際市民の皆様は新型コロナワクチン接種について理解を深めていただく契機になればと考え、改めて取

り上げさせていただきました。

さきの臨時会の説明、今回の他の議員各位の質問と重なる部分はあると思いますけれども、ご寛容願います。

なお、関連して、その他新型コロナウイルス感染症対策全般にわたり4点の質問をさせていただきます。

1点目、ワクチン接種の取組として、新型コロナワクチンの確保及び接種に係る医師等医療従事者並びに接種会場等の準備状況等はどうなっているか。

2点目、接種対象者及び接種手続はどのようになっているか。また、子供を含め接種制限はあるか。

3点目、季節性インフルエンザと比較し、新型コロナワクチンの予防効果として、ワクチン効果の持続時間、周囲の人に対する感染力の低減効果等はどう評価されているか。

4点目、新型コロナワクチンでは、重いアレルギーの副反応、アナフィラキシー反応といえますけれども、が懸念されております。症状及び発症確率等はどうなっているか。

以上、4点につきお伺いいたします。

これで、壇上からの質問として2項目10点につきお伺いいたしました。細部につきましては、ご答弁をお聞きした上で再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、東日本大震災から10年を迎え、教訓とすべきことについてのご質問の1点目、青森県の調査結果に基づく将来発生し得る最大規模の被害想定についてどう受け止めているかについてであります。県の被害想定は、想定太平洋側海溝型地

震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震それぞれについて調査予測されたものであり、この中で太平洋側海溝型地震による被害が最も大きいとされています。

災害発生時になすべきことは、市民の皆様の生命を守り、被害を最小限に抑えることであり、災害対策における的確で迅速な意思決定が重要であると考えております。

避難勧告、避難指示の発令については、人命最優先の観点から、空振りを恐れず、ちゅうちょなく発令しなければならないと考えておりますし、また大湊地方総監をはじめ海上自衛隊の皆様のご協力の下、実災害を想定した防災図上訓練を行うなど、平時から迅速、的確な災害対応を実行するための備えに取り組んでおります。

私たちは、将来発生し得る最大規模の自然災害から決して目を背けることなく、結束して命を最優先に守ることを大切にするむつ市を目指してまいりますと考えております。

次に、ご質問の2点目から6点目までにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策及びワクチンの接種についてのご質問につきましては、一括してお答えいたします。

まず、ワクチンの確保についてであります、ワクチンは都道府県が国から割り当てられた量を市町村へ供給し、市町村は割り当てられた量を医療機関へ配分することとなります。

次に、集団接種実施に係る医師及び看護師の確保につきましては、むつ下北医師会のご協力により、最終調整を行っているところであります。また、接種体制の進捗状況につきましては、個別接種では15の医療機関から実施する旨の報告を受けており、集団接種会場はむつマエダアリーナ、むつ市役所大会議室、川内公民館、総合福祉センタ

ー「ふれあいかん」、脇野沢公民館の5か所に加え、土日は市内のホテルで実施することとしております。

なお、接種対象者は16歳以上の方となります。

次に、接種の手續についてであります、まず接種を受ける方の下には住民登録をしている市町村から接種券が郵送で届きます。接種券には、氏名、番号等が記載されており、受け取った方は集団接種会場で接種する場合、電話やLINE、インターネット等で、また市内の実施医療機関で接種する場合は医療機関へ直接電話で予約することとなります。

接種当日は、接種を行う会場または医療機関に接種券等を持参し、無料で受けることとなり、接種は1回目の接種から間隔を空け、2回接種することとなります。

次に、季節性インフルエンザとの比較における新型コロナワクチンの効果の持続期間と周囲の人に対する感染力の低減効果につきましては、インフルエンザワクチンは接種後、免疫を獲得してからの持続期間は5か月程度とされております。新型コロナウイルスワクチンについては、臨床試験や接種が始まってから時間があまり経過していないことから、効果の持続期間については明らかになっておりません。

また、予防効果につきましては、ワクチンを受けた人が受けていない人より新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないことが分かっており、発症予防効果はファイザー社の新型コロナウイルスワクチンに係る厚生労働省の資料によれば、約95%と報告されております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの副反応の症状及び発生確率等につきましては、今回日本で先行接種しているファイザー社のワクチンでは、接種後に注射した部分の痛み、頭痛、倦怠感、筋肉や関節の痛みといった症状が見られることがあ

ります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しているとのことであります。

また、アナフィラキシー反応につきましては、接種回数100万回当たり5例発生したことが報告されております。

市といたしましても、万が一集団接種会場で発生した場合に備え、関係機関と連携し、準備を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 東日本大震災から10年目を迎え、教訓とすべきことについてのご質問の2点目、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震津波対策として、国、県及びむつ市では具体的にどのような取組をしているかについてお答えいたします。

まず、国の対応であります。中央防災会議では昨年4月において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループを設置し、日本海溝・千島海溝で想定すべき最大クラスの地震・津波による人的、物的、経済的被害の想定、被害を軽減するための防災対策等について、今年度中をめどに取りまとめる予定であると伺っております。

次に、県の対応であります。昨年4月21日において日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルが内閣府から公表されたことを受け、現在地形や建築物等を考慮した詳細な津波浸水想定シミュレーションを行っております。市におきましては、国の取りまとめや県のシミュレーション結果がいまだ出されていない中での対応は限られたものとなりますが、先般海上自衛隊の協力の下、青森県東方沖の巨大地震を想定した防災図上訓練を実施したほか、住民避難についての出前講座等を実施しております。

今後におきましては、県の津波浸水想定シミュ

レーション結果の公表後において、防災マップの作成、配布、むつ市地域防災計画、むつ市津波防災地域づくり推進計画等の修正を速やかに実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、東日本大震災時、むつ市内で発生した停電が行政機能及び市民生活のライフラインに対し露呈した脆弱性の顕著な事例及びその改善は図られているのかについてお答えいたします。市では、避難所の発電機及び備蓄食料等の整備をはじめ避難所運営マニュアルの作成、各種防災訓練や避難所運営訓練、町内会に出向いての出前講座、広報むつ等による災害時の備えに関する周知等を実施したところであります。

次に、ご質問の4点目、防災行政無線をはじめ住民に対する速やかな情報伝達手段として通信機器等の改善は図られたのかについてお答えいたします。防災行政無線においては、全国瞬時警報システムJアラートの導入により、国からの配信に基づき防災行政無線を通じて速やかに情報伝達ができる体制を整備しております。また、個人が所有する情報通信機器の普及等に合わせ、ツイッター、フェイスブック、LINEといったツールを活用するほか、テレビ、エフエムアジュール等のラジオ、広報車など、防災情報伝達手段の多様化、多重化を図っております。

次に、ご質問の5点目、津波浸水区域内の学校、保健所、病院、介護施設及び指定緊急避難場所等の見直しは図られたかについてお答えいたします。津波浸水想定区域内の学校等要配慮者利用施設は、平成23年12月施行の津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市の地域防災計画に対象施設となる施設を定め、その施設管理者は津波の発生時における防災体制の訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市長へ報告することが義務となっております。

現在公表されている津波浸水区域における対象

施設は、大畑中央保育園、海の子保育園、正津川小学校の3施設でありまして、既に各施設管理者が避難確保計画を策定し、その報告を受けております。

指定緊急避難場所及び指定避難場所につきましては、東日本大震災後、平成24年、平成25年、平成27年の青森県地震・津波被害想定調査を基に津波災害の対象となる施設を見直し、平成31年2月修正の地域防災計画に明記しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の6点目、災害時の要配慮者登録数及び避難支援体制についてお答えいたします。市では、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害時の避難等において、特に支援を要する方を対象に民生委員の皆様のご協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を作成しております。

令和2年3月31日現在、4,454名の方が登録しておりまして、その内訳は高齢者が3,897名、要介護3以上や障害をお持ちの皆様が490名、妊産婦、乳幼児が3名、日中独居の高齢者等その他の方が64名となっております。

また、作成した避難行動要支援者名簿を消防本部や各消防署、消防団のほか、むつ警察署、民生委員等へ提供し、関係機関による避難支援の体制づくりに努めております。

要支援者の迅速な避難のためには、市の防災対策だけではなく、市民の皆様一人一人の防災意識の向上や、町内会をはじめとした地域コミュニティの実情に合わせた支援が必要となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、再質問に入ります。

まず最初、東日本大震災10年目を迎えての教訓とすべきということについてですが、先ほど市長の近い将来起こり得るであろう予測される

最大規模の自然災害に背を向けることなく結束し、命を最優先に守るむつ市を目指すとの決意をお聞きしました。その上で再質問に入ります。

まず1点目、災害時、行政自らも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定する業務継続計画、BCPと言うらしいのですが、その設定が必要と思いますが、現状はどうなっているかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

市の業務継続計画BCPは、平成31年3月に策定しておりまして、内容といたしましては、市長不在時の代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理などを定めております。

以上となります。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 分かりました。特に災害時は、指揮系統が乱れることが往々にして考えられますけれども、その場合一番困るのは現場なのです。現場が一番混乱して困るということです。ところが、今お聞きしましたように、むつ市ではちゃんとした計画がしっかり定められているということで安心しました。

それでは、質問の2点目、2019年5月31日付でむつ市津波避難計画を策定し、さらに2020年4月1日にむつ市津波防災地域づくり推進計画ですが、策定しておりますが、その意図するところは何か、お尋ねします。

もう一点、また推進計画を市民に周知する方法はどうなっているかも併せてお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

2019年5月に策定したむつ市津波避難計画は、

避難対象地域の指定や津波防災教育と啓発、避難訓練等、主にソフト面の津波対策を充実させる人的被害を軽減することを目的として策定しております。

一方、むつ市津波防災地域づくり推進計画は、市民の皆様生命、財産、産業基盤を守るため、ハード、ソフトの両面での施策を柔軟に組み合わせ、総合的に推進することで全市的に津波に強いまちを目指すために策定した計画でございます。

大規模災害が頻発する昨今、大地震及びそれに伴う大津波は必ず発生することを前提に、ふだんからの心構えの充実と避難道路や津波防護施設などの整備、そしていざというときに迅速に避難できる知識と行動力を醸成することで、多重防御及び犠牲者ゼロのまちを目指すために策定したものであります。

推進計画の周知につきましては、主に市の公式ホームページ上での公表を考えておりますが、地域からのニーズに応じて出前講座を実施するなど、より多くの市民の皆様への周知に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） この津波防災地域づくり推進計画というのは、あまり聞きなれない言葉なのですけれども、これを策定している他自治体は多いのですか、伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 答えいたします。

令和2年10月30日現在で国土交通省が公表している情報によりますと、津波防災地域づくり推進計画を策定している自治体は全国で15団体となっております。

なお、むつ市は関東以北の自治体では津波防災地域づくり推進計画を策定した初の自治体ということになっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ただいまお聞きしますと、津波防災地域づくり推進計画を策定している自治体は、何か南のほうの自然災害多発地帯、そして東南海・南海と喫緊に大地震が予測される地域に集中しているように聞きました。その中であって、むつ市は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を先取りして推進計画を策定していることですので、危機意識、危機管理の表れと高く評価したいと思います。

次の質問は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震でむつ市の最大クラスの津波は関根浜地区13.9メートル、これは電柱の高さに匹敵しますけれども、大畑湊村地区8.4メートル、田名部川河口で4メートルということになっております。これらを基にして、平成26年11月、県が実施した津波被害想定調査によれば、徒歩の避難の限界距離を500メートルとしておりますけれども、その根拠は何でしょうか。

また、津波到達時間等を考慮して、避難困難地域も設定されておりますけれども、むつ市の避難困難地域とはどこどこを指しているのでしょうか、伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

消防庁で定める市町村における津波避難計画策定指針において、徒歩避難の限界距離を500メートル程度を目安とすると定められておりますことから、市でもこの500メートルを目安として避難困難地域を抽出しております。

むつ市の避難困難地域は、川内地区は蛸崎寺ノ前、大畑地区は佐助川、木野部、湊村、上野、水木沢、正津川戦敷、正津川、正津川平、脇野沢地区では九艘泊、蛸田、寄浪、新井田、瀬野、本村、赤坂、鹿間平となっております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 避難困難地域とは、津波到達時間が喫緊に迫っているという地域のことだと思いますけれども、この地域の住民の皆さんは、有事の際、どのような避難方法で身を守るべきと思っているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

津波避難の原則は、徒歩避難でございますが、例えば避難困難地域にお住まいの方に限り自動車の使用を可能とするなど、地域の情勢に合わせた避難ルールを設定するという方法が考えられます。

また、津波からの避難方法として、遠くへ逃げる水平避難のほかに、高いところへ逃げる垂直避難という方法もありますことから、津波浸水想定 の深さも考慮しつつ、堅牢な高い建物に避難することも視野に入れ、津波襲来時の避難方法について常日頃から考えておくことが重要であると考えております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。この避難困難地域にお住まいの住民の皆さんが絶対に逃げ遅れることのないよう、防災担当者の皆さんは常日頃から、この地域の皆さんと連携を取り、意思の疎通を図っていただくようお願いいたします。

次の質問は、防災行政無線の難聴地域があるように聞いております。東日本大震災後、解消が進んでいるかどうか伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

これまで難聴地域への新設等により難聴地域の解消に努めてまいりましたが、気象条件や住宅環境等によって屋外スピーカーの音声が聞こえない状況となるなど、防災行政無線での情報伝達には限界があると考えております。

一方、防災行政用無線以外では防災かまふせメールに加え、震災発生後において緊急速報メールやSNSの利用ではむつ市公式LINEなど順次整備、導入し、それぞれの特性を生かした情報提供を行うことにより、より多くの情報を複層的かつタイムリーに提供することができるようにしております。

また、市が整備している手段以外でも、市民の皆様が大多数が所持していると思われるテレビやラジオ、インターネット上でも情報を入手することが可能であります。これらの災害情報伝達手段につきましては、媒体によりそれぞれ長所と短所がありますことから、様々な手段を組み合わせ、効率的に情報を伝達する体制を整えることが市に求められているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。大震災時は、3.11のときの経験からすると、ほぼ停電になりました。テレビは映らず、地域の情報も入りませんでした。エフエムアジュールは夜間、当直員が不在となっていることで、緊急の用に間に合わないという、そういう認識があるのですけれども、地域の情報発信にそこはないか伺います。これは、全国のテレビとか何かはあれですけども、ではむつ市ではどうだというようなことの情報、やっぱりエフエムアジュールが一番ではないかなと、そういう思いで市民はいると思うのですけれども、そこら辺をお聞きします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

エフエムむつにつきましては、災害時対応マニュアルの作成のほか、非常用発電機を備えており、災害時等の緊急時におきましても放送が可能となるよう、24時間の稼働体制を維持しております。

また、市の体制といたしましては、防災行政無

線については親局には非常用発電機等が、屋外子局にはそれぞれバッテリーを設置しておりますし、防災かまふせメール、緊急速報メール、SNS等につきましては、庁舎の非常用発電機により情報の発信が可能となっておりますことから、緊急時においてもこれらの媒体を活用し、市内全域に同じ情報を発信することは可能であると認識しております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 3.11のときは、私の勘違いかもしれませんが、ちょっとエフエムアジュールの情報が遅かったなという思いがありましたので、そこら辺は改善されたということでもいいですね。

次は、先般風間浦村の役場、公民館等移転計画の見直しが報じられておりましたけれども、これは昨年4月、内閣府が公表した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の巨大津波浸水区域の予測に対応したものであると報じられております。むつ市の最新津波想定区域が確定するのは、具体的にどのような形で示されるのでしょうか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

4月21日の内閣府の公表を受け、現在青森県において地形や建築物等を考慮した詳細な津波浸水シミュレーションを行っているところでございます。今後の流れといたしましては、シミュレーションの結果を基に県が国と協議し、関係市町村に説明会を行った後、有識者による検討会、または意見聴取を経て、青森県全域の津波浸水想定区域が設定、公表されると伺っております。

市といたしましては、県からの公表を受け、防災マップの作成、配布や各種計画の修正等に速やかに取り組んでまいります。広報紙等を活用し、いち早く市民の皆様へ情報をお届けできるよう努

めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 一日も早く青森県全域の津波浸水想定区域を基に津波浸水のシミュレーションを公表し、地域住民の津波に対する認識を改めさせていただきたいというふうに思います。

次は、要配慮者の避難についてですが、マン・ツー・マンで確実に実施できる体制が望ましいと思いますけれども、状況により、それができない場合、次善の策として考えていることはどういうことでしょうか、伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

災害時におきましては、要支援者の支援を行う方につきましても、自らの安全を確保することが第一でありまして、災害の状況によりましては、対象者を支援できない可能性もあります。災害時避難行動要支援者名簿を基に安否確認を行い、場合によっては防災関係機関への救助要請を行い、救出に駆けつけてもらうこととなりますが、まずは市民の皆様にも災害に対する備えに万全を期していただきたいと考えております。

市といたしましては、自助、共助、公助、それぞれの役割の下、地域と連携して要支援者の迅速な支援につなげてまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 実際の災害のとき、自分の身を守るのが優先するような、現実はそのようになると思うのですが、この要配慮者を確実に避難させるということは大変なことだと思いますので、担当の皆さんも常日頃から気をつけて頑張ってもらいたいと思います。

次の質問は、町内会等で組織する自主防災組織は、災害時、地域を知悉していることでの重要な役目を担うものと期待されておりますけれども、

昨今の人口減少、高齢化社会の中、組織運営が厳しくなっていると思いますが、今後の対策はどうするか伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

現在の自主防災組織の結成数は31組織で、世帯カバー率は27.0%となっております。全国平均は84.3%、県平均は55.4%と、比較すると依然として低い状況でございますが、広報紙やホームページへの掲載、出前講座の実施など、機会を捉え、結成についてのお願いをしているところであります。

人口減少や高齢化が進展する中、若い担い手が不足しているなどの問題が全地域的に表面化しておりますが、市や消防団等による訓練の支援、むつ市自主防災組織訓練備蓄品等供給事業の活用促進など、自主防災組織活動の維持、活性化を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 自主防災組織の結成数について、今お聞きしますと、むつ市の場合全国平均とか県平均にはるかに及んでいないということになります。全国的な自主防災組織の先進地がありますよね。そこで、何か参考になる事例は見出せないのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

自主防災組織の結成に関しましては、地域ごとの特性や実情によって結成を妨げる要因が異なることから、全国的な自主防災組織先進地などの参考となり得る事例を研究しながら、引き続き自主防災組織の結成促進を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 自主防災組織がなかなか進まないという根本には、これは私の勝手な思いな

のですけれども、このむつ下北は過去に自然災害が比較的少ない、大災害があまり起きていないのです。土地柄ということで、住民皆さん、災害に対する危機意識が薄いのではないかと。それが自主防災組織結成数の伸び悩みに結びついているように、これは私が勝手に思っていますけれども、今後とも自主防災組織結成率の向上を地域全員の課題として取り組んでもらいたいと要望しておきます。

次は、震災時、市民は自己責任でてんでんこで逃げるとかということをおっしゃってありますが、そのためには地域住民に対し海拔表示、津波避難誘導板及び津波注意喚起看板等で避難経路を明示することが行政の責務としてあると思います。設置基準はどのようになっているかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

海拔表示等を設置する基準は、特に設定しておりませんが、設置する計画につきましては、令和2年3月に策定いたしましたむつ市津波防災地域づくり推進計画において、津波に強いまちづくりのための事業の一つとして津波警戒標識などを設置することとしております。

具体につきましては、むつ市津波防災地域づくり推進計画を進めていく中で地域住民の皆様の意見を参考にしながら、むつ市津波防災地域づくり推進委員会において効果的、効率的な標識の設置について検討していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） この件での最後の質問になりますけれども、災害時の瓦礫等が二次被害を増幅し、復興復旧をも妨げている現実にあります。最大津波4メートルが予測されている田名部川河口の大平岸壁に大量の木材が集積されております

けれども、防災上の観点で、これをどう判断するかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

ご質問のとおり、多量の木材が襲来した津波とともに押し寄せ陸上に取り残される、あるいは海上に浮遊することは、復興復旧の妨げにもなると理解してございます。県から新たな津波浸水想定区域が公表され、防災マップの作成、配布や各種計画の修正等に着手するとともに、危険箇所に対する津波防災対策の実施を事業者、土地所有者等をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 今の大平岸壁の木材集積につきましても、知り合いから、これは危ないよと、そういう注意を受けて、そう言われてみると、ああそうだなと気がついて、防災の観点で見渡せば、やっぱり不具合も市内でも多々あります。

そこで、要望としまして、市民に安全安心を提供することが行政の責務であると思えます。東日本大震災のような大自然災害、一度あることは二度あるものと認識の上で、今後の行政運営に取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

次は、新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種についての再質問に入らせていただきます。

1点目、新型コロナワクチン接種の効果に照らし、これに関わる周知はどのように行っているかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

効果についての周知ということですが、むつ市ではむつ市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種ガイド、これを作成し、全戸配布する予定でございます。この中では、ご指摘のありまし

た接種の効果について、あるいは予約の方法、接種可能な場所、これは個別も集団もですけれども、日時、さらには副反応について、そして相談窓口など、分かりやすく掲載をするつもりでございます。これは、高齢者の接種が始まる前には配布をさせていただきたいと思っておりますし、まず初版としては高齢者編といたしますか、65歳以上編として見やすい文字の大きさを発行することを予定してございます。

これ全戸配布させていただく趣旨としては、なかなか高齢者の方々、自分で予約難しいという方もいらっしゃると思います。できればご家族で協力して予約をしていただく、あるいは予約会場までも来ていただくと、移動の支援もしていただくという観点から、全戸配布をさせていただきたいと思えます。

そのほかこういった内容については、市のホームページをはじめエフエムアジュール、フェイスブック、ユーチューブ、LINE等により随時発信をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

2点目としまして、新型コロナワクチンの接種を推奨すべきと考えておりますけれども、集団免疫獲得及び季節性インフルエンザの無料接種を行った実績に照らし、接種に係る期待値をどの程度見込んでいるかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先般無料接種といたしましたインフルエンザの予防接種につきましても、高齢者を例に挙げますと、令和2年度の接種率は68.1%となっております。令和元年度の57.1%と比較して大幅に増加している状況であります。このことから、集団免疫を獲得するために必要な割合と言われている65%から70%には確実に近づくものと、私たちと

しては予測を立ててございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 今お聞きしますと、令和元年度と令和2年度では10%ぐらい接種がアップしているのですけれども、これからも積極的にインフルエンザやコロナワクチンの予防接種によって、地域の集団免疫を確保し、感染症に強いむつ市になってほしいと期待しております。

次の質問は、接種対象者のうち優先接種対象者はそれぞれ何名でしょうか、お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部政策推進監。

○子どもみらい部政策推進監健康づくり推進部副理事（小田晃廣） お答えいたします。

接種対象者は、16歳以上の方で5万138人、そのうち優先接種対象者は概算で医療従事者が1,800人、65歳以上の高齢者が約1万9,700人、基礎疾患を有する方が約3,500人、高齢者施設等に従事する職員が約960人となっております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） アナフィラキシー反応によるアレルギーの後遺症が残った場合、補償制度はどうなっているのでしょうか。国として補償があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部政策推進監。

○子どもみらい部政策推進監健康づくり推進部副理事（小田晃廣） お答えいたします。

新型コロナワクチンの接種につきましても、他のワクチン接種と同様に副反応による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。この救済制度は、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に予防接種法に基づく医療費、障害年金等の給付を受けることができます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 先ほど1回目というか、前段のところで、これは反応は100万回に5回とか、そういうことだったですね。だから、これは交通事故よりも確実がずっとあれなので、多分大丈夫だと思いますけれども。

そこで、これはテレビを見て感じたのですが、大分前ですけれども、イギリスのエリザベス女王とか、イスラエルのネタニヤフ首相は、国民の義務としてということで積極的に進んで接種を受けているのです。エリザベス女王なんか、もう90歳を過ぎた人がやっているわけですがけれども、そこでむつ市で陣頭指揮を取る宮下市長は、接種についてどのような対応をするでしょうか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

接種の順番でいくと、浅利議員のほうが先になりますけれども、ぜひ先に受けていただきたいと思いますが。ワクチン接種の順番ですけれども、これ国から示されております。私自身も接種の順番が来たら、率先して接種したいと思っております。一番先に打てというのであれば、そういうこともあると思いますが、ただ、今現状、ワクチンの供給がままならないという状況でありますので、これはやはり順番どおり打ったほうがいいのかというふうに判断をしているところでありますが、順番が来たら率先して打つということは申し上げておきたいですし、また接種の是非が判断できるように、副反応といいますか、自分の体調とかそういうことについても積極的に情報発信に努めていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 浅利議員に申し上げます。間もなく申合せ時間となりますので、お願いいたします。

○20番（浅利竹二郎） 2分前に終わります。

市長、いろいろご多忙でしょうけれども、自分

の順番が来たらやるということで、家族もありますから、ちゃんとやってください。市長は、市民に範を示していただきたいと思います。

最後、要望させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策としての要望ですけれども、むつ市は全国に先駆け先行しているように感じます。いろいろな準備、対応ですね。コロナ感染者も最低の範囲で終息というか、収まっている状況を維持しております。

これからも市民の協力をいただきながら、コロナ禍から一日も早く脱却し、平常な市民生活を取り戻してほしいと強く要望し、むつ市議会第247回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤広政議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

○15番（佐藤広政） こんにちは。自民クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第247回定例会において、本日最後の一般質問を通告に従いまして行わせていただきます。市長、理事者の皆様におかれましては、明確な答弁をよろしくお願い申し上げます。

昨年の年末からの豪雪、異常低温、あの震災から10年目に起きた地震災害、2月の爆弾低気圧の強風、高潮等々、自然災害が次々と押し寄せてま

いりました。そして、新型と言われて1年の月日がたとうとしています新型コロナウイルス感染症は、青森県では県内全域での感染者の発症が確認されておりますが、むつ市においては市民の皆様のご協力と努力において、感染予防の徹底により、いまだに感染者を3名で抑え込んでおりますことに市民の皆様、市長をはじめとする職員の皆様、医療福祉関係者、保育、学校関係者の皆様には感謝申し上げます。

また、いち早くむつ市独自の経済対策を迅速に進めていただいたことは、混沌とした新型コロナウイルス感染症に立ち向かうための光となったことは言うまでもありません。しかし、1月7日に発出された緊急事態宣言は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少傾向にあるものの、むつ保健所管内最初の感染者が確認されるなど、いまだ緊張感を持たなければならない現状があると認識しておりますが、市長にお伺いいたします。

質問の1項め、現下の感染状況をどのように評価しているのかお尋ねいたします。

続きまして、10都道府県に出されました緊急事態宣言は、当該地域のみでなく周辺地域、全日本を巻き込んだ経済不況を起こしております。特に飲食、宿泊業に多大な影響を与えており、むつ市内も御多分に漏れず、時短要請が発令されていないにもかかわらず、とりわけ夜のまちは閑散を通り越して悲惨な状況に陥っております。また、飲食業のみならず、それに関連した事業所も同じか、それ以上にダメージを受けております。

政府の持続化給付金、国、県、市の助成補助金、この長引くコロナ禍では底をつき始めており、継続が困難な状況になっております。このままでは、「廃業」という2文字がちらついてきており、独自の様々な営業努力もむなしく、売上げが上がらない状況が続いております。また、様々な業種の事業者、従業員の方々も大変ご苦労をなさってお

ります。

そこで、1項目めの2つ目、昨今の状況を踏まえ、市長はむつ市の経済状況をどのように評価しているのかお尋ねいたします。

続きまして、教育行政について質問させていただきます。特別な指導の必要な児童・生徒の皆さんは、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している場合のほか、通級による指導を受けている児童・生徒も含め通常の学級に在籍している場合もあり、障害の種類や程度等に大きな個人差があります。このため、それぞれの学校における特別な支援の必要な児童・生徒等の教育活動や感染症対策は、ガイドラインやマニュアル等をそのまま適用できる部分と、児童・生徒等の障害や発達の状況等を考慮した上で、個別の状況に応じて検討、実施していく必要がある部分があると思います。

そこで、質問の2項目めの1つ目、特別な支援の必要な児童・生徒への感染予防の取組についてお伺いいたします。

続きまして、校則についてお尋ねいたします。文部科学省の定義する校則とは、「児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まり」と定義しております。

一般的に校則には4つの存在意義があると考えられています。

第1は、集団の秩序を守るため。遅刻をしてはいけない、授業中は静かにするといった類のものがそれに当たります。

続いて第2は、危険回避のためです。ベランダに寄りかからない、廊下は走らないといった日常生活で負いかねないリスクを避けるためのものです。

第3に、平等を守るためということが挙げられます。中学校は義務教育のため、原則として全て

の子供が通わなければなりません。そのため制服などを統一することで、全ての子ができるだけ平等な条件になるように配慮していると言われてい

ます。第4は、生徒の心の揺れを発見するためだと言われてい

ます。服装などの乱れは心の乱れと一部の教師たちの間で言われているように、服装や髪型などに共通のルールを定めることで、子供たちのサインを見逃さないようにしています。

集団生活をする上で守るべきルールというのはもちろん存在します。しかし、理解に苦しむような校則や決まりがなぜ残っているのでしょうか。

また、ある子にとっては平気でも、別の子にとっては肉体的、精神的苦痛を感じるような個人差のある事柄まで全員統一しなければならないのでしょうか。

これに対しては、次のような理由を挙げる人もいます。子供たちを規則正しく育てるのは、日本社会全体のため。学校にはルールをつくり、守らせていく義務がある。また、社会に出ればもっと厳しいルールや理不尽な暗黙の了解がある。このくらいのことが我慢できなければ、困るのは子供たち自身。だからルールはどのようなものでも守るべきという意見もあります。

しかし、今の日本は急速に少子高齢化が進み、外国人労働者を受け入れないと必要な働き手が確保できない時代を迎えようとしています。今の子供たちが成長する頃には、ますます海外で働く機会や、いろいろな国の人々と仕事上のやり取りが増えていくと思われます。そんな時代に多様性を認めないような校則を強要しては、いずれ世界に通用しないのではないのでしょうか。

また、学校で身につけるべきは理不尽なルールを受容して耐える力ではなく、本質を考えて、おかしいことはおかしいと発言できる力のほうが必要ではないかと思

そこで、2つ目の質問です。市内小・中学校の校則の見直しについてご所見をお伺いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響が様々な形で悪影響を与えておりますが、進学を目指す子供たちに対しての経済対策はいち早く本市では実施していただきましたが、令和3年度むつ市奨学生制度をはじめとする新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減、中止等、学生生活にも経済的な影響が顕著となってきた中で、児童・生徒の夢や学びの継続のために、何らかの助成、免除等を含む形を実施していただきたいと考えます。

2項めの3つ目、奨学金制度の拡充についてお伺いします。

以上、2項目5点をお伺いいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症についてのご質問の1点目、現下の感染状況をどのように評価しているのかについてお答えいたします。

本市におきましては、1月13日に1名、1月26日に2名の感染者が確認されております。青森県からの発表後、速やかに感染状況について記者会見を行い、市民の皆様にはいち早くお伝えをさせていただきました。さらに、この記者会見はYouTubeチャンネル、むつ市長の62ちゃんねるを通じライブ配信を行い、加えて会見終了後には市民の皆様がお持ちの疑問点についてお答えする動画も公開するなど、市が把握している情報を公表することで、感染症の拡大に関する不安の解消につな

がったと考えております。

今回の事例では、感染者発生後、市民の皆様が日常生活を送る上で情報の発信は重要でありますので、適切な発信、それに基づく確な行動に結びつけていきたいと改めて認識したところであります。

今後の取組といたしましては、市民の皆様に対し、分かりやすい広報に努め、その都度基本的な感染対策の徹底をお願いし、むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定事業所に対しましては、コミュニケーションを取りながら支援を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、むつ市の経済状況をどのように評価しているのかについてお答えいたします。市では昨年4月以降、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金等を財源に、これまで5回にわたり総額14億円の全30事業を切れ目なく実施してまいりました。同時に市内の事業者の皆様には、国や県による経済対策の活用も呼びかけてまいりました。このような対策と併せ、市、国、県の宿泊キャンペーン等の実施により、秋口には経済の回復の兆しが見られ、とりわけ景況の指標となる宿泊状況は、昨年10月で見ると、前年同月比で2.21倍の増となることが新型コロナウイルス感染症の地域経済に与える影響を調べるための国のサイトであるV-R E S A Sにより明らかになっており、一定の効果が現れていることが推察されます。

しかし、その一方で人の動きに伴う感染が都市部で拡大し、本年1月に再発出された大都市圏への緊急事態宣言は、宣言区域外となる地方の経済活動を弱める結果となり、本市の経済にもさらなる影響を及ぼしていると考えております。

市では、去る2月5日、市内飲食店関連5団体の皆様による要望活動を受け、意見交換をしたほか、2月22日にはむつ商工会議所、むつ市川内町

商工会及び大畑町商工会の皆様と市内経済全般にわたる現状と要望事項、今後の連携した取組について情報交換を行いました。こうした各団体の皆様からの要望等を踏まえ、現在新型コロナウイルス感染症による各業種への影響を把握するためのアンケート調査を実施しておりますことから、この結果から経済状況が分析できるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 佐藤広政議員の教育行政についてのご質問の1点目についてであります。現在各学校におきましては、小まめな換気やマスクの着用、手洗いやうがい等の徹底など、基本的には全児童・生徒が同じ感染予防対策に取り組んでおり、その中において特別な配慮を必要とする児童・生徒に対しましては、必要に応じて教職員やスクールサポーターが支援を行っております。

また、接触過敏やアルコール等に対してアレルギー反応を示す児童・生徒には、マスクを強要せず、換気の回数を増やすなど、児童・生徒の実情に配慮した対応を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。校則は児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、学校において児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律について校長が定めるものであり、最終的には校長の権限で見直しが行われるものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、奨学金制度の拡充についてお答えいたします。現在の当市における奨学金は、高等学校に在籍する生徒に対し、月額1万5,000円を、大学、専修学校等に在籍する学生に対し、月額3万円をそれぞれ貸与しております。今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡

大の影響により、支援を必要とする方々に対し、むつ市学生等緊急支援金の給付、または貸与を拡充して実施いたしました。

なお、現在のところ、令和3年度において今年度と同様の支援を実施する予定はございませんが、教育委員会といたしましては、コロナ禍を含め、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している中において、経済状況によって子供たちの学びが制限されることがないように、引き続き国や県等の動向を注視し、中長期的な視点を持ちながら、研究を続けていくことが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。ちょっと順序は逆になるのですが、まず特別な支援の必要な児童・生徒への感染予防に対しては、現状ではしっかりとした対応を実施いただいているとご答弁いただきました。しかし、様々な対応が必要となると思います。先ほどお話のほうにもありましたように、認知特性により手洗いやせきエチケットの指導の徹底が難しい児童・生徒や、感覚が敏感であり、マスクを常時できないような子に対する感染予防は換気ということでございました。担当教師のご苦勞もあるとは思われますが、こうした児童・生徒に対しては、現時点同様に特性に応じた配慮の継続をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、市内小・中学校の校則の見直しについてですが、各学校の主体性に委ねられているのは大変理解できます。ただ、現場から問題提起がないとか、これといって不具合がないなどの理由で全く手のつけられていない前時代的な校則もあるのではないかと思います。今や容姿の差にとどまらず、グローバル化によって多様な文化、習慣、宗教下で育った生徒は増えていると思われます。LGBTへの理解も、少しずつではありま

すが、進んでおります。

また、宗教上の理由から、肌の露出が許されなかったり、スカートをはくことに強い抵抗感を覚えたりする生徒は、今後多くなると推測されます。校則上の配慮がこれまで以上に求められるようになるのではないかと考えられます。

日本も批准した「子どもの権利条約」は、締結国は子供に影響を及ぼす全ての事項について、自由に自己の意見を表明する権利を確保すると規定してあります。生徒が学校側に考えを伝え、納得の上で守る校則こそ権利と義務の理解を施し、成長の糧となると考えます。ぜひこの機会に教育委員会が旗振り役となって、校則の見直しを児童・生徒やPTAを含めて様々な意見を集約して改革を進めていただけるように各校に働きかけていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

奨学金制度の拡充についてであります。先日新聞報道でありましたが、弘前大学が行った県内ひとり親家庭実態調査でも、高校生の2割が進学を断念や校種を検討といった記事が掲載されておりました。より多くの市民の皆様にご活用いただくよう周知をしていただき、また相談のあった場合は柔軟な対応をしていただき、児童・生徒の皆さんが進学の道を経済面で閉ざすことのないような施策をお願いいたします。

それでは、順序が逆になりますが、1項めに移らせていただきます。

現下のむつ市の感染状況と経済状況に対して、市長の実行力、そして今まで行ってきたことに対して、本当に賛同させていただき、私たちも大変助かっております。

そこで、再質問させていただきます。今後の感染予防対策と経済活動の両立についてお伺いいたします。今後新型コロナウイルス感染症との共存は必然であります。この前提において、まず感染

予防については新しい生活様式が定着し、またむつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例に基づいた取組により、その効果は明らかであり、今後も市を挙げて啓発に取り組んでいただきたいと思います。

また、今年は7月23日から8月8日までの間、東京オリンピック2020が開催される予定になっております。それを受けまして、6月10日、11日と青森県内において聖火リレーが実施され、むつ市は11日の出発地点となっております。出発地に選ばれたことは大変光栄であり、市民の皆様も大変心待ちにしているのではないかと考えられます。

新型コロナウイルス感染症予防対策を実施した、レガシーとなるようなイベントにしております。市主催のイベントだけではなく、民間主催のイベント、祭りが今後市内各地で執り行われると思いますが、主催者に対しての感染予防対策支援や開催に対しての新たな支援についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市内各地で行われるイベント、祭り等への感染対策への支援、開催に対する支援ということですが、まずその感染対策に対する支援という観点については、これは開催する主催者の方からのご意見を踏まえながら、しっかりと対応していくということだと思っています。

一方で、開催に対する支援ということについては、特に祭りはそうだと思うのですが、こちらはその主催する団体ですとか、神社さんですとか、そういったところの考え方というものがまず第一であって、私どものほうから、これにやったほうがいいとか、やれるとかやれないとかということは申し上げる立場にはないというふうには理解をしています。ただ、やる場合には感染対策を

徹底してやっていただくということでのご協力は
申し上げるということは考えてございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。

イベント、祭り等の主催者への感染予防支援や
開催に対しての新たな支援ですが、感染予防には
新しい生活様式に沿った形での開催となると思い
ます。先ほど市長がお話したように、ただ例年
とは違う形をつくり上げていかなければならな
いと思います。また、経済不況の中での開催とな
ります。少しでも主催者の方への寄り添った気持
ちで、ご相談があった場合には親身になってい
ただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、先ほども述べさせていただきました
が、緊急事態宣言の副産物であるのか、首都圏
と同様に市内の経済活動は停滞し、これが深刻な
懸案材料となっており、今市内飲食店等関連事
業に対しての事業継続可能のための支援が必要
ではないかと考えますが、ご所見をお伺いいた
します。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

先ほどの市長の答弁の中にもありましたが、現
在各事業者の各業種への影響を把握するためのア
ンケート調査を実施しております。このアンケー
トの調査結果によりまして、市内経済の状況をま
ず分析しまして、その後事業規模に応じたような
きめ細かく効果的な支援策を今月中に取りまと
めたいというふうに考えておりますので、ご理解
を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。

先ほどアンケートというお話もありましたが、
飲食店関係者の皆様、大変なご苦勞をなさって
おります。できる限りの早い段階での支援をよろ
しくお願いしたいと思っておりますが、先ほどもお話の中

にあったように、1点だけお願いがあります。支
援の形ですが、事業規模等々を考慮していただき、
一律の支援ではなく、事業者の皆さん方に寄り添
った的確な支援、不公平感のない支援、助成をよ
ろしくお願いいたします。

また、先ほどの答弁にもございましたように、
飲食を「むつ市感染症対策あんしん飲食店等認定
制度」を活用した飲食を喚起するような対策も併
せてよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症による
経済活動の停滞による事業の縮小などによるアツ
ギ東北株式会社むつ事業所をはじめとする離職者
の方々の現在の支援等はようになっておりますで
しょうか、お願ひいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

市では、アツギ東北株式会社むつ事業所の離職
者を含むコロナ禍での就労の場を失った方の生活
の安定、そして再就職に向けた活動の支援をして
おります。まずは、アツギ東北株式会社むつ事
業所内でむつ公共職業安定所と連携を取りまして、
アシストハローワークというものを設けまして、
そこで相談窓口を設置しました。また、むつ公共
職業安定所ほか関係機関と連携しまして、就職説
明会というものも実施しまして、この中では今後
の市の求職情報をマッチングさせるという意味も
ありまして、休職者の方へアンケート調査も実施
しております。

さらに、昨年11月からは、新型コロナウイルス
感染症により離職した方に対しまして、コロナ
禍で離職した方に対しまして、むつ市離職者生活
安定再就職支援給付金という事業を実施して
おまして、2月末現在で135名の方へ給付を完了
しております。

また、市の会計年度任用職員ということで7名
の方を市のほうで直接雇用し、事務補助員という

ことで従事をしていただいております。

市では、今後もアツギ東北離職者雇用対策本部ですとか、雇用対策連絡会議で主体的に参画して、関係機関と連絡を図りながら、離職者の皆様が一日でも早く安心して生活できるよう、また再就職がかなうように支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。離職を余儀なくされた皆様への支援は、より一層離職者の皆さんの心に寄り添った考え方を持って、支援の継続をよろしくお願いいたします。

コロナ禍を機に、個々の地域において公衆衛生、医療、福祉にとどまらず、住民生活、産業や就業の状況、国土保全の在り方も統合した地域の将来ビジョンを現地調査に基づいてつくり、実践する取組が求められております。自治体の強みは、地域ごとに異なる状況に応じた政策の立案、実施ができることだと思います。感染症対策においても、自治体が果たすべき主たる役割は、自分たちの地域の感染症の状況と保健所や医療提供体制を照らし合わせて取るべき対応を決めることであり、また自分たちの地域の産業構造などに応じて社会や経済に与えるダメージを抑えつつ、感染の拡大を防ぐために取るべき抑制策を決めることだと思います。一方で、国は全国共通であるべき問題の対応を担うべきであり、人々の活動の自由への制約はどのような条件で、どこまで可能となるのかといった国民の権利に関わる法制度の整備や、予防や治療に関する医学情報や治療方法の開発に関する業務は、自治体ではなく国が担うべきであると考えます。

そして、何よりもむつ市民の安心安全を可能な限り確保することが大前提であり、それをできる限りの形で行動していただいているむつ市政に感謝申し上げます。

市長の一般施政方針にもありました「分断」から「結束」そして「笑顔」への下、しっかりとした形で頑張っていかなければならないと思います。

最後に、「かもめのジョナサン」の作者であるリチャード・バックの言葉で終わらせていただきます。「全ての困難は、あなたへの贈物を両手に抱えている」。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月6日及び7日は休日のため休会とし、3月8日は佐藤武議員、山本留義議員、杉浦弘樹議員、野中貴健議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時43分 散会